

審査について

横手市では、生活保護制度の基準額をもとに”就学援助”の審査をします。
(生活保護の基準額が改定された場合、認定の目安額も変わる場合があります。)

＜認定の目安＞

世帯の人数、年齢、住宅の形態（持家、アパート・借家）などにより目安額は変動します。あくまでも、目安として、ご参照ください。

Aは「世帯収入－社会保険料」の金額です。

世帯 人数	家族構成	認定の目安額 (持家)	認定の目安額 (アパート・借家)
2人	大人：20代 子供：小学生	A < <u>約2,390,000円</u>	A < <u>約2,650,000円</u>
3人	大人：30代 子供：小学生、中学生	A < <u>約3,030,000円</u>	A < <u>約3,360,000円</u>
4人	大人：40代・50代 子供：小学生、中学生	A < <u>約3,360,000円</u>	A < <u>約3,690,000円</u>
5人	大人：40代・40代、60代 子供：中学生、高校生	A < <u>約3,460,000円</u>	A < <u>約3,790,000円</u>
6人	大人：40代・40代、60代、70代 子供：小学生、中学生	A < <u>約3,960,000円</u>	A < <u>約4,340,000円</u>

※アパート・借家の家賃は、生活保護基準の上限で積算しています。

＜収入等について＞

- ・世帯収入は、下記①～④の全てを合算した金額です。
 - ①給与・年金等は控除前の金額。
 - ②遺族年金や障害年金、恩給等の非課税収入は控除前の金額。
 - ③養育費は、1年間の受取金額。
 - ④農業所得・営業所得・不動産所得は、事業収入から必要経費を差し引いた金額。
- ・社会保険料は、健康保険・国民健康保険、厚生年金・国民年金、介護保険などの保険料です。
- ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）の交付を受けている方がいる場合は、その写しの提出により一定額を基準に上乗せします。
- ・最近、離職、傷病等により休職したなど、前年の収入の状況から著しい変化があった場合は、その事実を確認できる書類（離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し等）の提出により、一定の額を考慮します。